

訂正のご案内

平素はLEC公認会計士の教材をご利用頂き、誠に有難うございます。

2023年12月向け一問一答問題集 企業法 (EL23834) に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。教材作成上の不備により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後、改善に努めてまいりますので受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

2023年12月向け一問一答問題集 企業法 (EL23834)

P747

【誤】

問題 6 2 〈誤〉

金融商品取引法には本肢のような既定はないから、本肢は誤りである。なお、有価証券報告書提出会社の役員等が、確認書を内閣総理大臣に提出しない場合は 30 万円以下の過料に処せられるという規定はある (金商 208 条 2 号)。

【正】 (下記は、誤って**問題 6 3**の解答として掲載されておりました。)**問題 6 2 〈誤〉**

本肢は、「発行会社には罰金が科されることはない」という点が誤りである。有価証券届出書の重要な事項について虚偽の記載があるものを内閣総理大臣に提出した者は、10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科される (金商 197 条 1 項 1 号)。また、発行会社については 7 億円以下の罰金が科される (金商 207 条 1 項 1 号)。金融商品取引法 207 条は、違法な行為をした者を罰するだけでなく法人そのものを処罰する両罰規定である。

P747

【誤】

問題 6 3 〈誤〉

本肢は、「発行会社には罰金が科されることはない」という点が誤りである。有価証券届出書の重要な事項について虚偽の記載があるものを内閣総理大臣に提出した者は、10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科される (金商 197 条 1 項 1 号)。また、発行会社については 7 億円以下の罰金が科される (金商 207 条 1 項 1 号)。金融商品取引法 207 条は、違法な行為をした者を罰するだけでなく法人そのものを処罰する両罰規定である。

【正】 (下記は、誤って**問題 6 4**の解答として掲載されておりました。)**問題 6 3 〈誤〉**

本肢は、「重ねて課徴金が課されることはない」という点が誤りである。有価証券報告書の重要な事項について虚偽の記載があるものを内閣総理大臣に提出した者には、課徴金が課される (金商 172 条の 4 第 1 項)。課徴金制度は、金融商品取引法令の実効性を確保するため、違反者に対し、行政上の措置として課徴金という一定の金銭的負担を課すものであるから、刑事罰と並存し、刑事罰が科される場合でも課徴金を課することができる。

【誤】

問題 6 4 〈誤〉

本肢は、「重ねて課徴金が課されることはない」という点が誤りである。有価証券報告書の重要な事項について虚偽の記載があるものを内閣総理大臣に提出した者には、課徴金が課される（金商 172 条の 4 第 1 項）。課徴金制度は、金融商品取引法令の実効性を確保するため、違反者に対し、行政上の措置として課徴金という一定の金銭的負担を課すものであるから、刑事罰と並存し、刑事罰が科される場合でも課徴金を課することができる。



【正】（下記は、誤って問題 6 2 の解答として掲載されておりました。）

問題 6 4 〈誤〉

金融商品取引法には本肢のような既定はないから、本肢は誤りである。なお、有価証券報告書提出会社の役員等が、確認書を内閣総理大臣に提出しない場合は 30 万円以下の過料に処せられるという規定はある（金商 208 条 2 号）。

※このページを B 5 で印刷して、下記を点線に沿って切り取っていただければ、一問一答問題集に直接貼ってご利用できます。

P747

□□□ 問題 6 2 〈誤〉

本肢は、「発行会社には罰金が科されることはない」という点が誤りである。有価証券届出書の重要な事項について虚偽の記載があるものを内閣総理大臣に提出した者は、10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科される（金商 197 条 1 項 1 号）。また、発行会社については 7 億円以下の罰金が科される（金商 207 条 1 項 1 号）。金融商品取引法 207 条は、違法な行為をした者を罰するだけでなく法人そのものを処罰する両罰規定である。

□□□ 問題 6 3 〈誤〉

本肢は、「重ねて課徴金が課されることはない」という点が誤りである。有価証券報告書の重要な事項について虚偽の記載があるものを内閣総理大臣に提出した者には、課徴金が課される（金商 172 条の 4 第 1 項）。課徴金制度は、金融商品取引法令の実効性を確保するため、違反者に対し、行政上の措置として課徴金という一定の金銭的負担を課すものであるから、刑事罰と並存し、刑事罰が科される場合でも課徴金を課することができる。

P749

□□□ 問題 6 4 〈誤〉

金融商品取引法には本肢のような既定はないから、本肢は誤りである。なお、有価証券報告書提出会社の役員等が、確認書を内閣総理大臣に提出しない場合は 30 万円以下の過料に処せられるという規定はある（金商 208 条 2 号）。